

職員宿舍貸与申請書

国立大学法人 熊本大学長 殿

令和 年 月 日

現住所

所属部局

職員の区分（職種・職名）

（ ）

級・号給

職（ ）

級

号給

フリカゝナ

氏名

印

宿舍の貸与を受けたいので下欄のとおり申請します。なお、宿舍の使用に当たっては、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由

2 自宅保有の有無

自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を保有している	保有していない
（以下該当者が記載）	
自宅の所在地	
宿舍貸与の必要性が失われない理由	

3 同居者

氏名	年令	性別	本人との続柄	職業	備考

職員宿舍貸与承認書

令和 年 月 日

国立大学法人 熊本大学長 印

上記申請者に対し、下記のとおり宿舍の貸与を承認します。また、上記同居者についても併せて承認します。

記

1 宿舍

種類	構造	所在地	宿舍名及び戸番
有料			号
専用面積	宿舍使用料月額	入居日	備考
m ²	円	令和 年 月 日	裏面の貸与の条件参照

（注）宿舍使用料月額には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

(裏面)

2 宿舍貸与の条件

- (1) 被貸与者(宿舍の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舍を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 宿舍の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければならない。
 - イ 職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転任、配置換、勤務する部署の移転その他これらに類する事由により、宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 宿舍について法人の事務又は事業の運営の必要に基づき、先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。
 - ホ 宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 宿舍貸与の承認を受けた者は、標記の入居日から10日以内に宿舍に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舍を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舍を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、速やかに宿舍担当者へ届出を行い、維持管理機関の承認を得なければならない。
- (10) 宿舍の維持管理の必要に基づき、法人において宿舍の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。
- (11) 宿舍において、犬、猫、鶏等を飼育してはならない。
- (12) 上記のほか、被貸与者は宿舍の使用についての指示に反してはならない。